

公債管理ダイジェスト 2021

R3.2 鹿児島県総務部財政課

公債管理の基本方針

臨時財政対策債等を除く本県独自に発行する県債については、新規の発行を抑制することにより、県債残高を継続的に減少させることによって、将来的には公債費負担を軽減していく必要

1. 県債残高・公債費抑制への取組

(1) 県債残高の抑制等

- ▼ メリハリをつけた社会資本の整備を推進することなどにより、県独自に発行する県債の残高を着実に減少
- ▼ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」への対応などにより、令和2年度の3月補正後の県債残高は一時的に増加しているものの、令和3年度末を減少させることによって、県債残高の抑制基調を維持

※ 普通建設事業費等の規模
R1 決算：1,577 億円 → R2 当初：1,767 億円，R2 ③月補正後：2,203 億円 → R3 当初：1,535 億円

< 県債発行額及び県債残高等の推移 >

(単位：億円)

区分	R1 (決算)		R2 (3月補正後)		R3 (当初)	
		うち臨時財政対策債等を除く		うち臨時財政対策債等を除く		うち臨時財政対策債等を除く
元金償還額 A	1,142	843	1,126	816	1,123	793
新規の県債発行額 B	1,028	714	1,294	950	1,054	624
県債残高への影響額 C=B-A	△ 114	△ 128	168	134	△ 69	△ 169
年度末残高	15,900	10,598	16,068	10,732	15,999	10,563

※ 「臨時財政対策債等」…………… 臨時財政対策債と H19 以降発行した減収補填債及び R2 発行の猶予特例債
「臨時財政対策債」…………… 地方交付税の振替として各地方公共団体が発行することとされている地方債であり、後年度 100% 交付税措置される
「減収補填債」…………… 地方財政制度上、地方税の急激な減収に伴う財源不足額に対応するため、各地方公共団体が発行することとされている地方債であり、後年度 75% 交付税措置される
「猶予特例債」…………… 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた地方税法の改正により、地方税の徴収猶予の特例制度が設けられたことに伴い、地方公共団体に生じる一時的な減収を埋めるため、猶予相当額について各地方公共団体が発行することができる地方債

(2) 県債の加重平均利率の低下 (H29:0.76% → H30:0.66% → R1:0.55%)

2. 安定的な資金の調達等

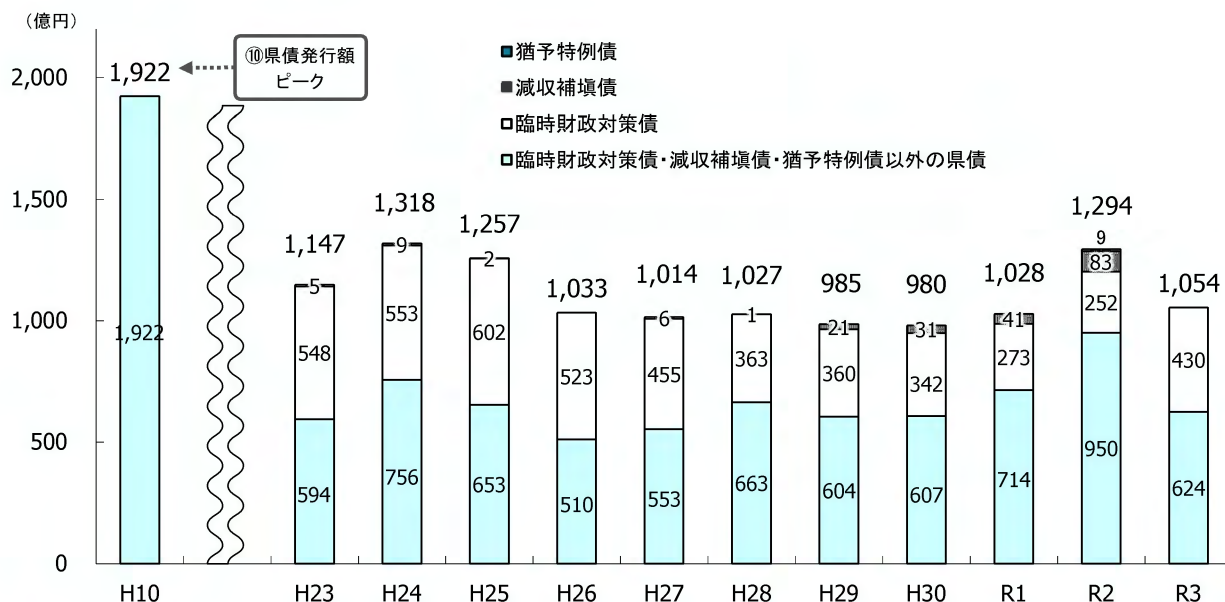
- (1) 資金調達手段の多様化の推進
- (2) 全国型市場公募地方債の積極的な活用
- (3) 積極的な I R 活動の実施
- (4) 市場公募地方債の満期一括償還に備えた基金積立て

1. 県債残高・公債費抑制への取組

(1) 県債（新規発行分）の推移

○ 新規の県債発行額を抑制

メリハリをつけた社会資本の整備の推進等により，新規の県債発行額について抑制基調を維持



※1 R1までは決算額，R2は3月補正後予算額，R3は当初予算額（一般会計）

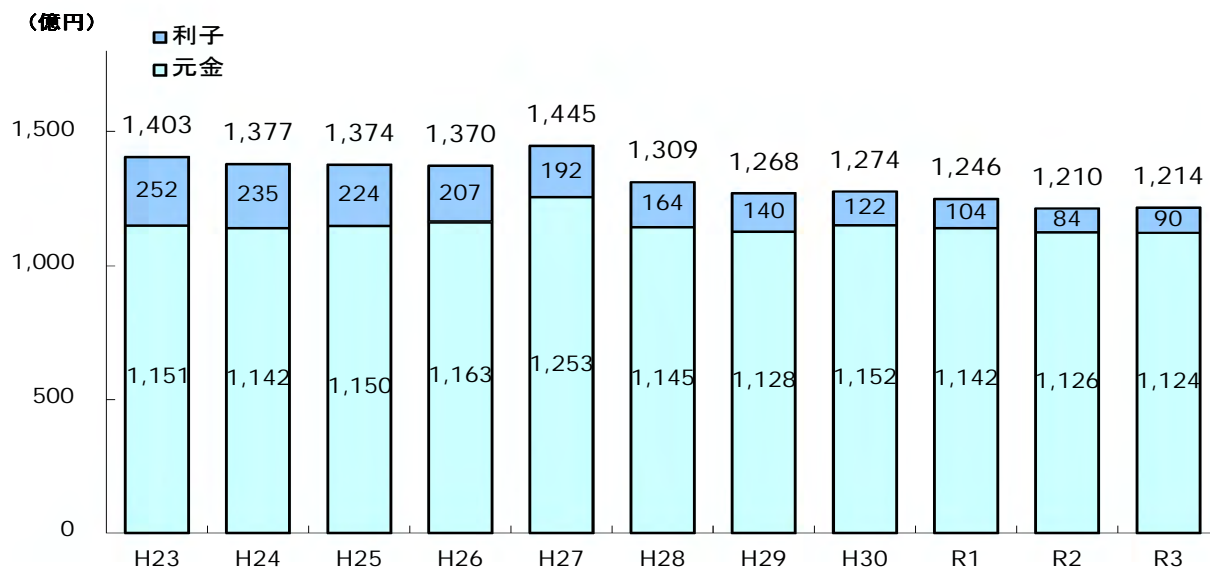
※2 予算ベースでの県債発行額は，予算上の事業が後年度へ繰り越される可能性があるため，決算額と異なる場合がある

※3 H23,H25,H26は国の経済対策で創設した基金等の活用により，県債発行額を抑制

(2) 公債費の推移

○ 新規の県債発行抑制 → 将来の公債費負担を抑制

ただし，公債費は依然として高水準



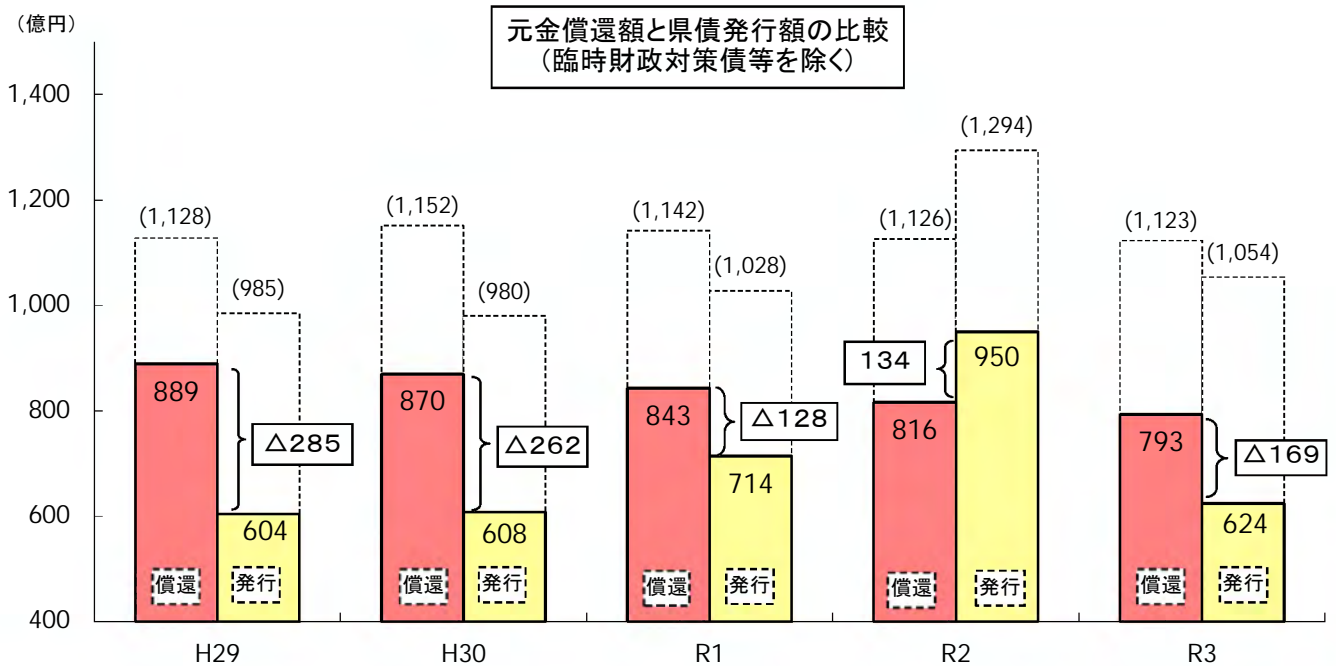
※1 R1までは決算額，R2は3月補正後予算額，R3は当初予算額（一般会計）

※2 H27は口蹄疫対策地域活性化基金設置事業に係る償還金100億円を含む

〔「公債費」… 地方公共団体が借り入れた地方債の毎年度の元利償還（返済）金，一時借入金利子及び満期一括償還方式の県債に係る償還財源積立金の合計〕

(3) 県債残高の状況

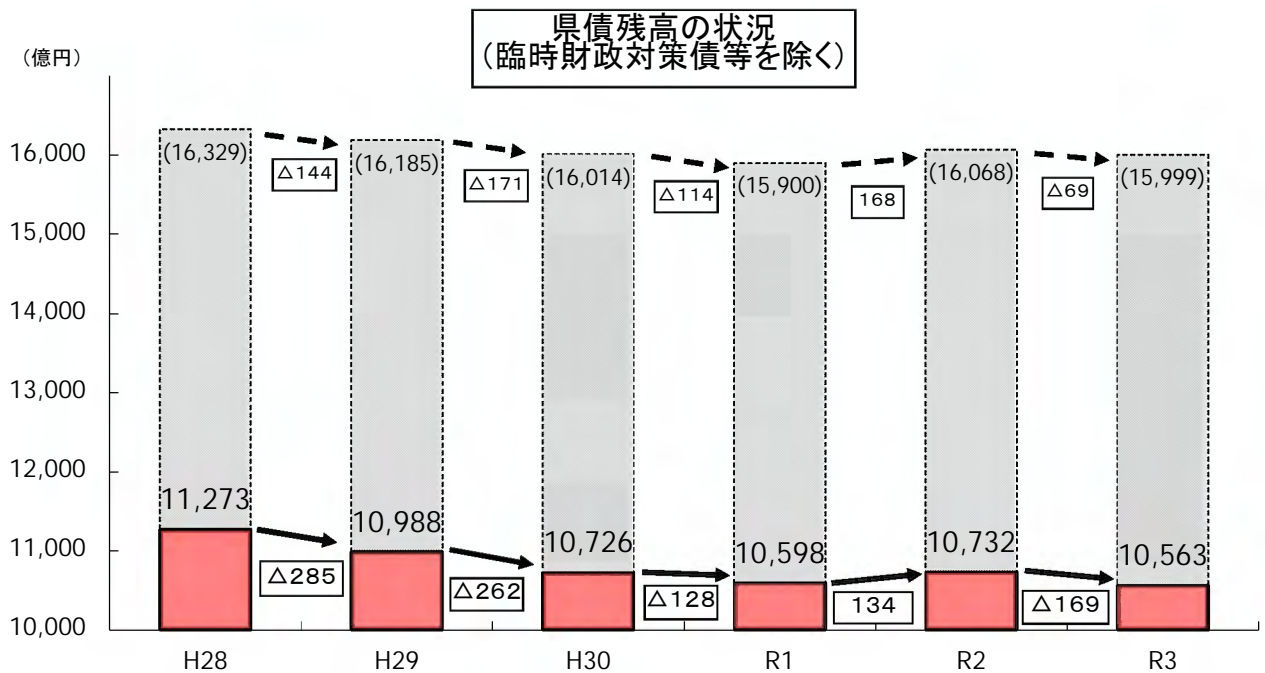
○ 臨時財政対策債等を除く令和3年度末の県債残高
→ 169億円減少見込



※1 R1までは決算額, R2は3月補正後予算額, R3は当初予算額(一般会計)

※2 ()は, 臨時財政対策債等を含んだ元金償還額と県債発行額

県債発行－元金償還<0の場合, 県債残高は減少



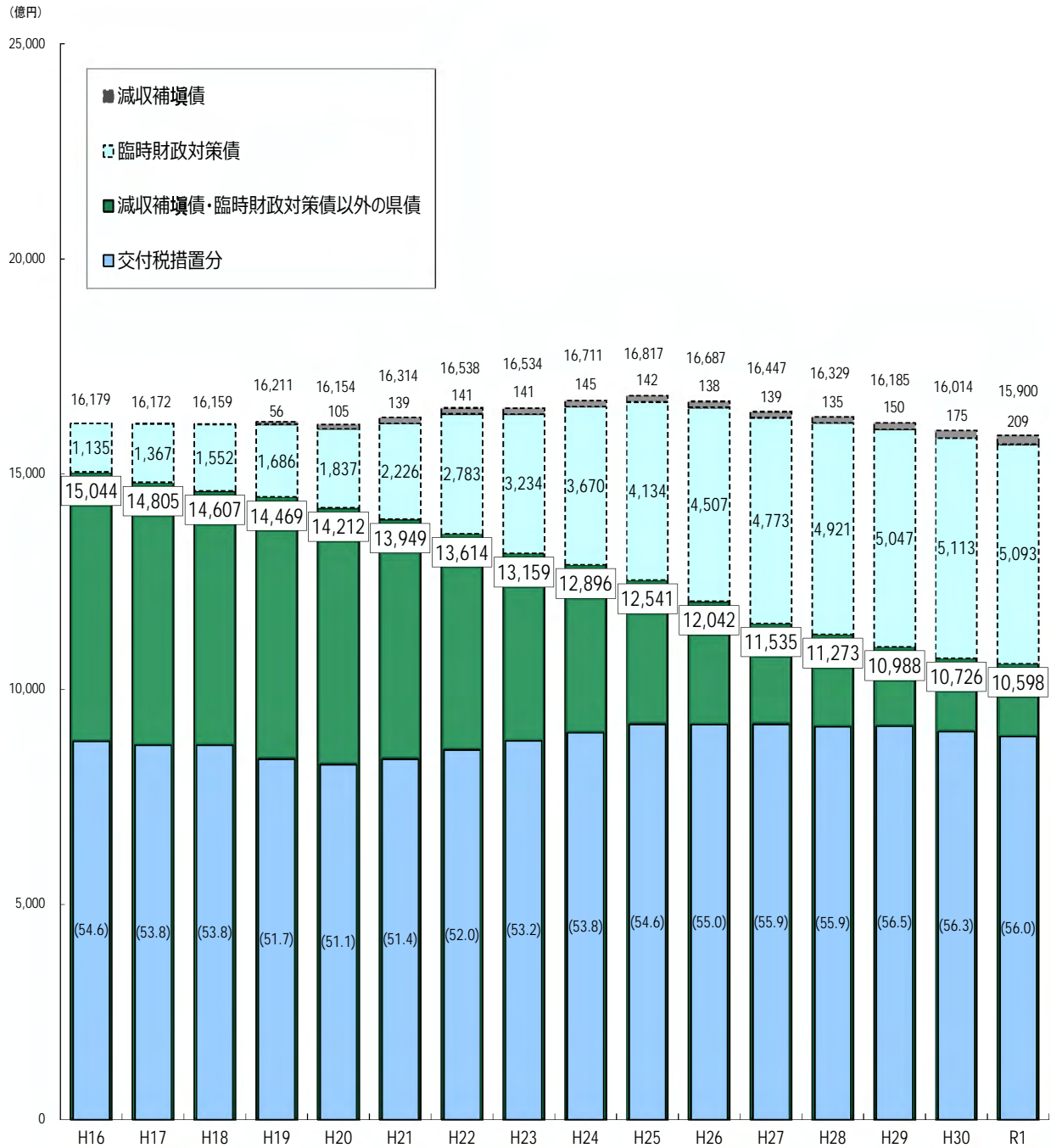
※1 R1までは決算, R2は3月補正後予算, R3は当初予算ベース(一般会計)

※2 []は, 対前年度増減額

※3 ()は, 臨時財政対策債等を含んだ県債残高

<参考>

県債残高の推移



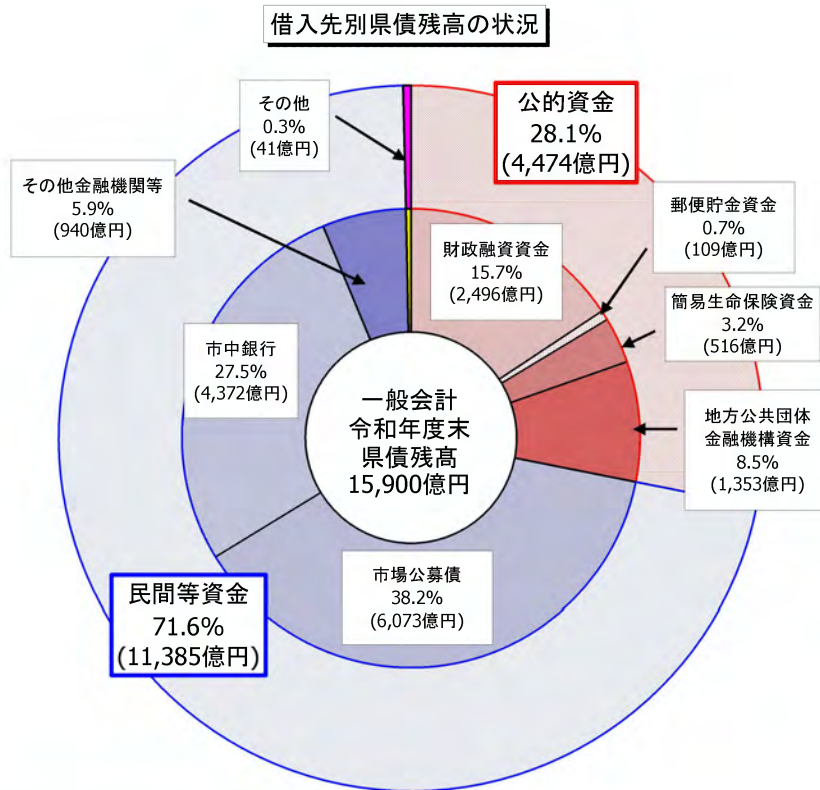
※1 一般会計決算額

※2 () は、県債残高(全体)に対する交付税措置率〔単位：%〕(H16は、NTT債の影響を除く)

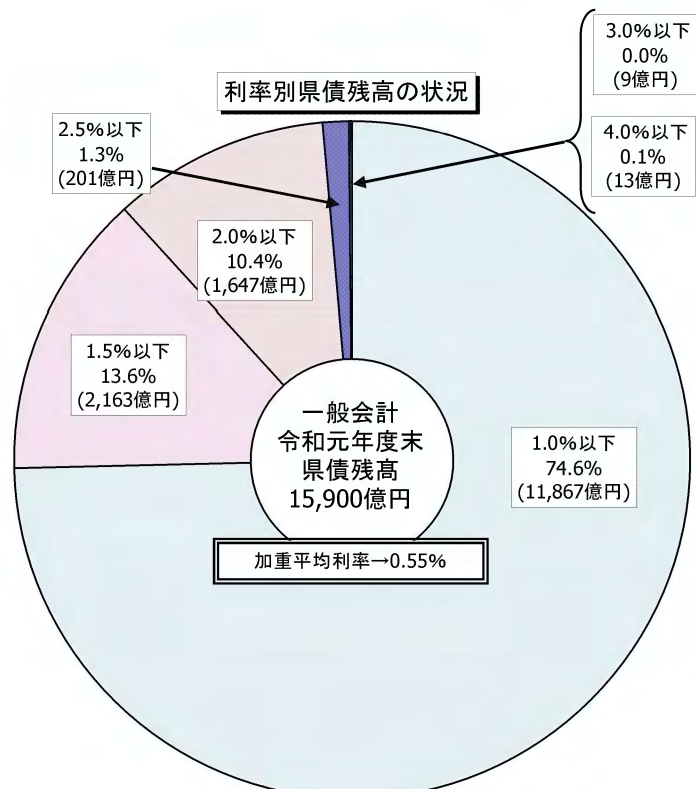
(4) 県債残高の状況 (借入先別, 利率別)

○ 日本銀行のいわゆるマイナス金利政策の影響により金利が低位で推移していること等から, 加重平均利率が低下

H29:0.76% → H30:0.66% → R1:0.55%



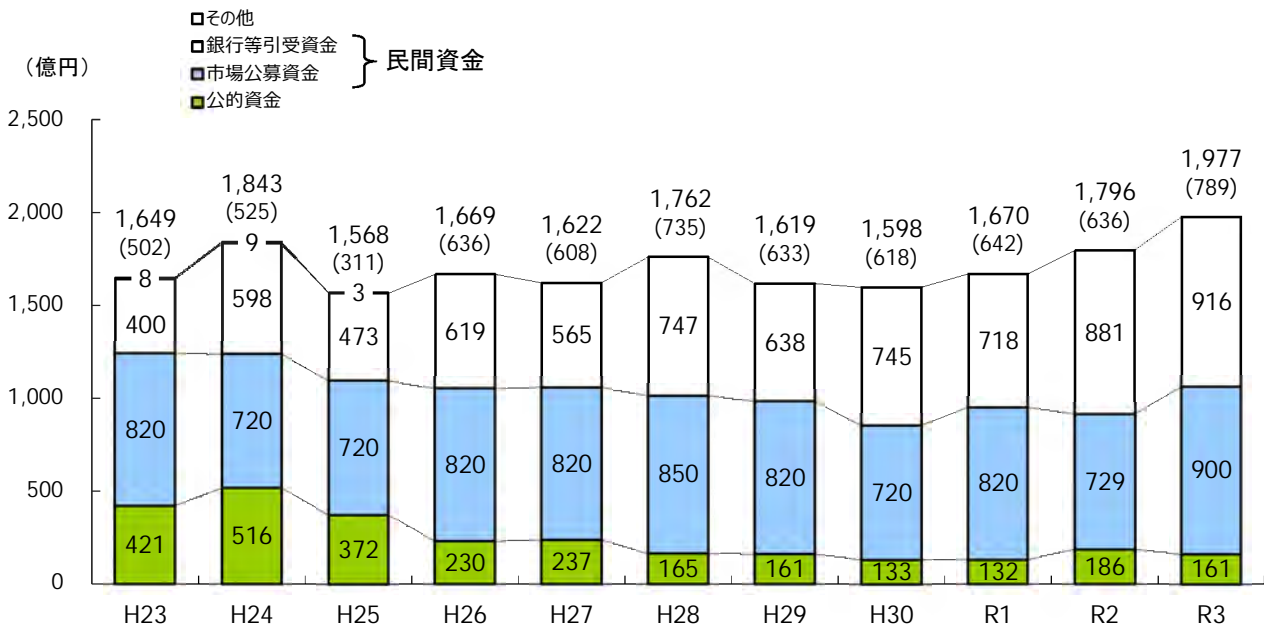
※ その他は「国の予算貸付金」



2. 安定的な資金の調達等

(1) 県債資金調達の現状

○ 各資金の特色を踏まえたバランスのよい資金調達を実施



- ※1 R1までは決算額、R2、R3は現時点の見込み額
- ※2 R2年度の繰越分を一部R3年度に調達する前提の見込み額であるため、予算額と異なる
- ※3 その他は「国の予算貸付金」
- ※4 ()は借換債発行額で内数

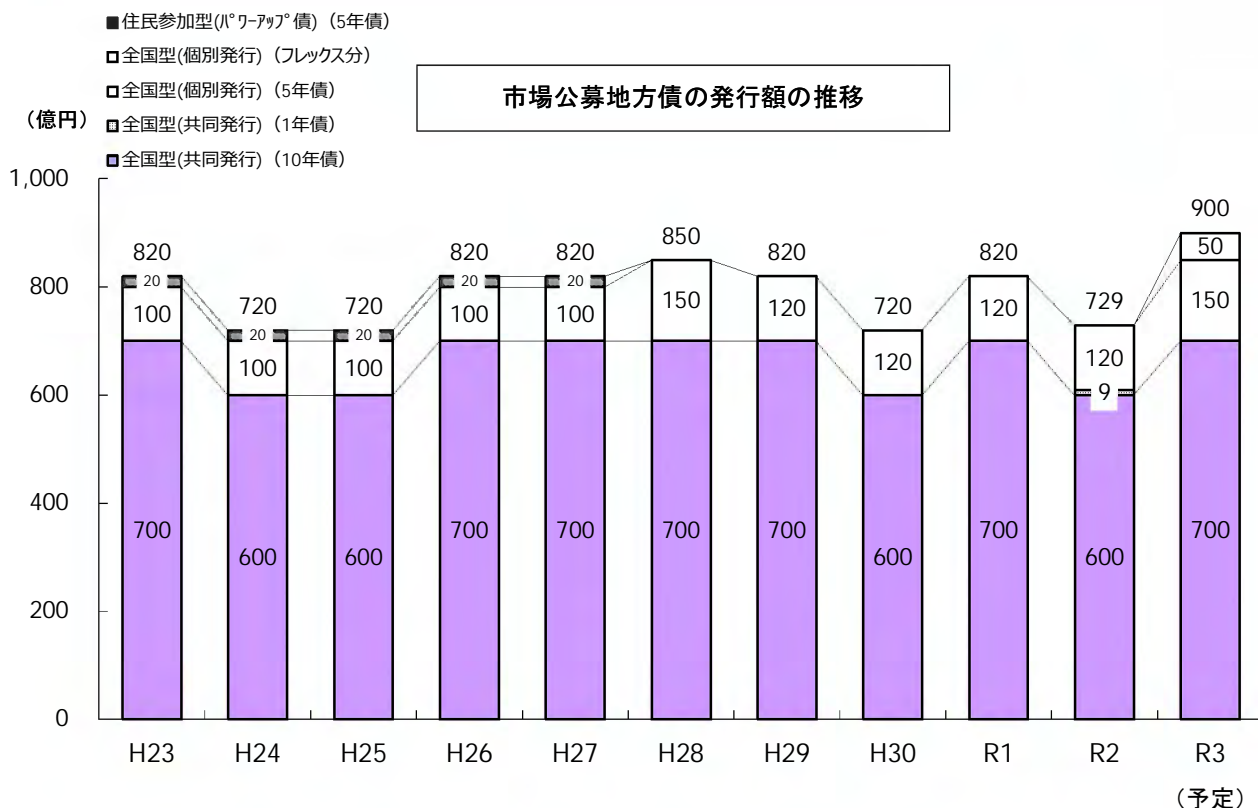
(2) 県債資金調達の考え方

- ① 発行時期の平準化と機動的な借入
- ② 発行年限の多様化
- ③ 機関投資家等への積極的なIRの実施

- ▼ 発行時期の平準化と機動的な借入
 - 年間を通じた資金需要の動向を勘案しながら、市場公募債の活用などにより、発行時期の平準化を図る。
 - 金利動向やキャッシュフローの状況を見極めた機動的な資金調達（銀行等引受資金）により、公債費負担の軽減を図る。
- ▼ 発行年限の多様化
 - 債券の需給動向、投資家ニーズ等を踏まえつつ、金利コストや金利変動リスクを勘案しながら、適切な年限構成により資金調達を行う。
- ▼ 積極的なIRの実施
 - 行財政改革の成果等を機関投資家へ十分説明することにより、本県地方債に対する信認の維持・向上を図る。

(3) 資金調達手段の多様化

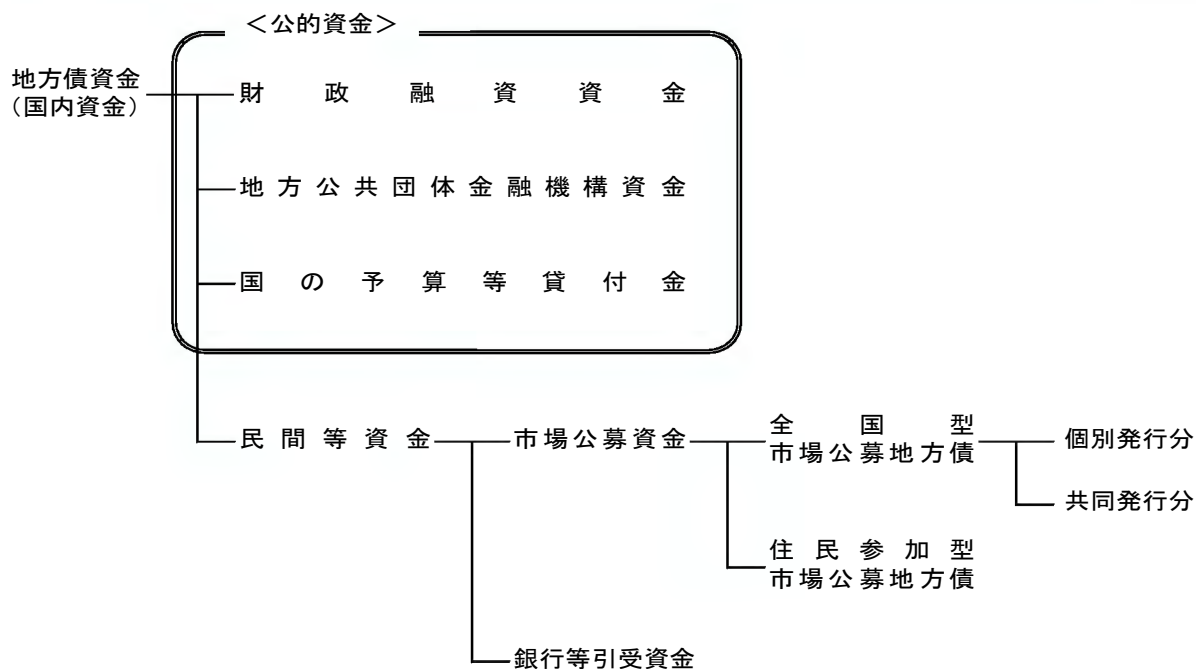
○ 長期的・安定的な資金である市場公募地方債を積極的に活用



※1 フレックス分は、市場環境に応じた機動的な発行を可能にするため、償還年限や償還方法を定めていないもの

※2 住民参加型市場公募地方債については、平成28年度以降発行休止中

<参考> 地方債資金の区分



※ 地方債のあらまし(地方債制度研究会編)等を基に加筆修正

<参考> 各資金の特色

区分	発行方式	発行年限	償還方法	利率の設定	対象事業	
公的資金	財政融資資金	証券 5～40年 超長期（20年～）が 中心	選択 ①元利均等 ②元金均等	選択 ①固定金利 方式 ②利率見直し 方式	公共事業，公営住宅， 災害復旧，教育施設 等，臨時財政対策債， その他	
	地方公共団体 金融機構資金	証券 5～40年 超長期（20年～）が 中心	選択 ①元利均等 ②元金均等	選択 ①固定金利 方式 ②利率見直し 方式	公共事業，公営住宅， 教育・福祉施設等， 一般単独，病院・介 護サービス，臨時財 政対策債，その他	
民間等資金	市場 公募資金	全国型市場 公募地方債	証券 5年又は 10年を中心 （一部で超長期（20年 又は30年等））	満期一括等	固定金利方式	地方公共団体の任意 （償還期間によつて は借換が必要となる 場合がある。）
		住民参加型 市場公募地 方債	証券 5年等 の 中期が中心	満期一括	固定金利方式	
	銀行等引受 資金	証券 証券 10年を中心	元金均等 満期一括等	地方公共団体 の任意		

※ 地方債のあらまし（地方債制度研究会編）等を基に作成

(4) 満期一括償還に備えた基金積立て

○ 市場公募地方債(満期一括償還方式)の償還財源として、毎年度、ルールどおりに基金積立てを実施
(R1:280.8億円, R2:292.0億円, R3:308.7億円)

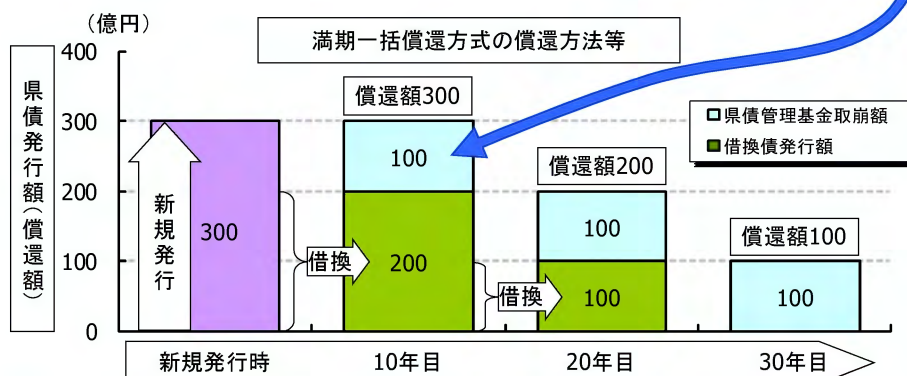
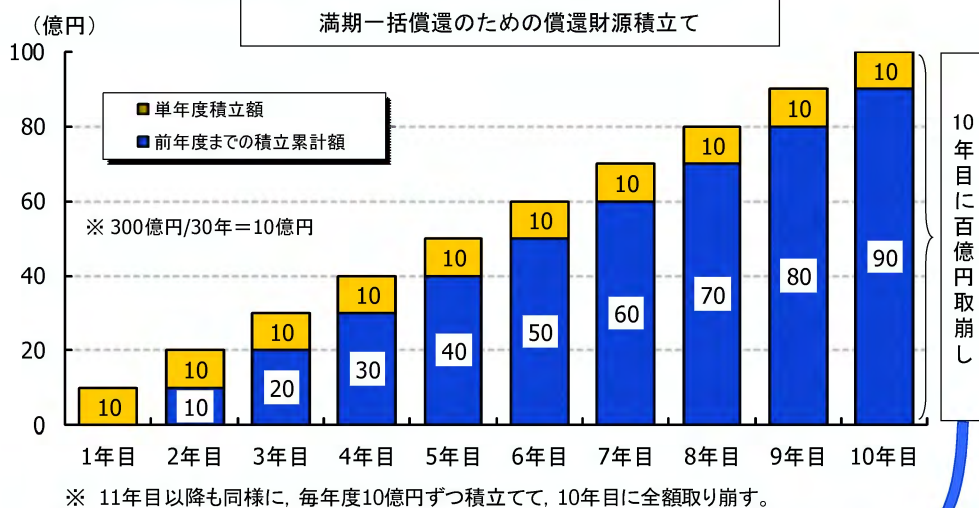
▼ 市場公募地方債の満期一括償還に備えた基金積立て

(単位:億円)

区分	発行額		積立分					償還分					合計
		うち新発	H18~H29	H30	R1	R2	R3	H23~H29	H30	R1	R2	R3	
H17~23債	4,170	3,987	1,196.6	137.8	138.1	138.1	137.9	△518.8	△116.7	△215.0	△220.0	△245.8	432.2
H24債	720	620	103.5	20.7	20.7	20.7	20.7	△20.0	-	-	-	-	166.2
H25債	720	620	82.8	20.7	20.7	20.7	20.7	-	△20.0	-	-	-	145.6
H26債	820	720	81.3	27.1	27.1	27.1	27.1	-	-	△20.0	-	-	169.8
H27債	820	453	30.2	15.1	15.1	15.1	15.1	-	-	-	△20.1	-	70.6
H28債	850	533	25.1	25.1	25.1	25.1	25.1	-	-	-	-	△25.0	100.5
H29債	820	487	-	21.1	21.1	21.1	21.1	-	-	-	-	-	84.2
H30債	720	387	-	-	12.9	12.9	12.9	-	-	-	-	-	38.7
R1債	820	335	-	-	-	11.2	11.2	-	-	-	-	-	22.3
R2債	720	249	-	-	-	-	17.0	-	-	-	-	-	17.0
合計	11,180	8,390	1,519.5	267.6	280.8	292.0	308.7	△538.8	△136.7	△235.0	△240.1	△270.8	1,247.1

※ H23~H26は5年債, H27以降は5年債又は10年債として過去に発行した市場公募地方債の一部を償還
※ 表示単位未満を四捨五入しているため, 単純合計が一致しない場合がある

<参考> 発行額300億円(償還年限30年)と仮定した場合
(毎年度10億円ずつ積立て, 2回借換)



(5) 県債（地方債）の償還確実性（安全性）

○ 地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、 BIS規制^(※)におけるリスクウェイト0%

※ BIS規制…国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準（BIS：国際決済銀行（Bank for International Settlements））

1 地方債の元利償還に要する財源の確保

- ▼ 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- ▼ 地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上
- ▼ 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- ▼ 地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入



地方債の元利償還に必要な財源を国が保障

2 早期是正措置としての起債許可制度

- ▼ 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行等に当たって総務大臣等の許可が必要

【本県のR1実質公債費比率は、11.7%】

- ▼ 実質赤字額が一定以上である地方公共団体は、地方債の発行等に当たって総務大臣等の許可が必要

〔 都道府県の場合、実質赤字額が標準財政規模の2.5%以上
【本県の場合は、実質赤字額なし】 〕



地方債協議制度においては、地方債の信用維持等のため、「実質公債費比率」又は「実質赤字額」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要すること等の早期是正措置を講じている

3 財政の早期健全化，財政の再生

▼ 財政指標の公表による情報開示の徹底（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）

◎ 令和元年度決算において，すべての指標（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率）が早期健全化基準を下回る水準

	早期健全化基準	財政再生基準	令和元年度決算	備考
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	3.75%	5%	—	実質赤字額がないことから，比率が算定されないため，「-」と記載
連結実質赤字比率 (すべての会計の実質赤字の比率)	8.75%	15%	—	連結実質赤字額がないことから，比率が算定されないため，「-」と記載
実質公債費比率 (公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率)	25%	35%	11.7%	⑳13.8%，㉑12.8% ㉒12.2%，
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	400%		217.7%	㉓220.5% ㉔219.9% ㉕216.8%

<参考> 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要について

